政令

国際関係の緊急時に特定の国を原産地とする物品に課する関税に関する政令をここに公布する。

御名御璽

令和四年四月二十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百七十九号

国際関係の緊急時に特定の国を原産地とする物品に課する関税に関する政令

内閣は、関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

関税暫定措置法第三条第一項（国際関係の緊急時に特定の国を原産地とする物品に課する関税率）に規定する政令で定める国は、次の表の上欄に掲げる国とし、同項に規定する政令で定める物品は、同表の中欄に掲げる物品とし、同項に規定する政令で定める期間は、同表の下欄に掲げる期間とする。

国名	物品	期間
ロシア	関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）別表に掲げる物品	この政令の施行の日から令和五年三月三一日まで

附　則

この政令は、公布の日の翌日から施行する。

財務大臣臨時代理
国務大臣　金子　恭之
内閣総理大臣　岸田　文雄